

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正に伴う関係政省令の
整備について（意見募集）

平成17年12月28日
厚生労働省医政局医事課

平成17年5月に公布された臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（平成17年法律第39号）においては、今後所要の経過措置を講じた上で衛生検査技師を廃止すること、現在政令事項とされている生理学的検査について、新たに省令事項とすること等とされたところです。

これを踏まえ、今般、関係政省令について所要の整備を行うこととしておりますが、それに先立ちまして、下記の要領により御意見を募集いたします。

なお、お寄せいただいた御意見等に対して個別に回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

記

1．御意見等募集期間

平成17年12月28日から平成18年1月27日まで

2．提出方法

氏名（法人名）及び住所を御記入の上、以下のいずれかの方法により提出してください（様式は自由です。）。電話での受付はできませんので御了承下さい。

なお、個人又は法人の属性に関する情報は公開することがありますので、あらかじめ御了承下さい。

郵送の場合

〒100 - 8916

東京都千代田区霞ヶ関1 - 2 - 2 厚生労働省医政局医事課 あて

電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）

メールアドレス： rinshokensa@mhlw.go.jp

ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03（3591）9072 厚生労働省医政局医事課 あて

3．改正の概要

別紙のとおり。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正に伴う関係政省令の整備について

1. 題名の改正

- ・ 「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」(以下「改正前政令」という。)の題名を「臨床検査技師等に関する法律施行令」(以下「改正後政令」という。)に改めること。
- ・ 同様に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」の題名を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」(以下「改正後省令」という。)に改めること。

2. 生理学的検査の省令委任

- ・ 改正前政令第1条に規定されている生理学的検査(16種)について、改正後政令から削除し、新たに改正後省令に規定すること(検査の内容は現在と同じ。)

3. その他

衛生検査技師の廃止に伴う所要の規定の整備を行うこと。